

議 案 書

教育委員会
令和 7 年 8 月定例会

議 事 日 程

日 程	1	教育委員会議事録の承認について		P	3
日 程	2	第 3 2 号議案		P	4 ～ 6
		教育委員会の権限に属する事務の管理及び 執行の状況に係る点検及び評価について			
日 程	3	第 3 3 号議案		P	7 ～ 8
		長崎市立小、中学校の通学区域等に関する 規則の一部を改正する規則			
日 程	4	第 1 3 号報告		P	9 ～ 1 2
		長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果に ついて			
日 程	5	第 3 4 号議案		P	1 3 ～ 7 6
		議会の議決を経るべき議案についての意見 の申出について			
日 程	6	第 3 5 号議案		P	7 7 ～ 8 0
		日吉自然の家運営協議会委員の委嘱について			

教育委員会議事録の承認について

- ・ 令和 7 年 3 月 2 7 日定例会議事録案 ・ ・ ・ 別 添
- ・ 令和 7 年 4 月 2 3 日定例会議事録案 ・ ・ ・ 別 添

第 3 2 号議案

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価については別紙のとおりとし、これを議会へ提出する。

令和 7 年 8 月 2 0 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条第 1 項に規定する点検及び評価について、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 1 号の規定に基づき、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「別 紙」

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に
係る点検及び評価について 別 冊

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

(11) 法第26条に規定する点検及び評価に関すること。

〔 以下、略 〕

第 3 3 号議案

長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則（昭和 3 4 年長崎市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表桜馬場中学校の項に次のように加える。

	分教室		長崎市内全域
--	-----	--	--------

別表中「。ただし、教育長が指定する者の通学区域とする。」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定（「。ただし、教育長が指定する者の通学区域とする。」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

令和 7 年 8 月 2 0 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

学びの多様化学校（長崎市立桜馬場中学校分教室）の通学区域を設定するのに伴い関係規定を整備したいのと、開成分校の通学区域に係る文言を整理したいので長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則新旧対照表

・・・別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条第1項 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 1 3 号 報 告

長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果について

令和 7 年 7 月 2 8 日に開催した長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 7 年 8 月 2 0 日 提 出

長崎市恐竜博物館運営協議会

会 長 水 嶋 英 治

理 由

長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果について、長崎市恐竜博物館条例施行規則第 1 5 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果

- 1 日時 令和7年7月28日 10時20分から12時30分まで
- 2 場所 長崎市恐竜博物館企画展示室、野母崎文化センター会議室
- 3 出席者 委員 12人中10人出席

事務局 生涯学習施設課長ほか3人

指定管理者 恐竜博物館長ほか3人

4 審議概要

- (1) 令和7年度夏季企画展の視察
- (2) 令和6年度事業の報告
- (3) 令和7年度運営状況の報告
- (4) 今後の企画展ほか

5 主な意見

(1) 夏季企画展（ポケモン化石博物館）について

ア 小さい子ども連れの来館者が多く盛況であったが、ポケモンが何かを知らない現実と混同して意味が分からなくなってしまう。

イ 入場しないと購入できないグッズ販売は良い戦略である。

ウ ポケモンの企画展であるが学術的内容も含まれていることから、観覧者の大部分を占める子ども連れの方にも分かり易い展示解説を充実させるべき。

(2) 令和6年度事業の報告について

ア ミュージアムショップの運営で400万円の損失が出ている点について、人件費に係る支出が多いように見受けられ、指定管理委託料を財源とする施設の管理運営で効率的な運営ができたという説明との整合性がないと感じる。

イ 宿泊体験学習に係るアンケートでは不満を示す回答も一部あり、その要因に関する調査と次年度への改善案を示すべきである。

ウ 修学旅行者数が指定管理者の目標1,000人に対し377人にとどまっていることを受けて、市街地から遠いことが主な原因だということとは既知のことなので、どうすれば来てもらえるか対策を検討すべき。

エ 「なぜ長崎市に恐竜博物館があるか分からない」という小学校保護者の意見を聞くことがある。長崎市から恐竜の化石が発掘されていることを十分周知できていないと感じる。

(3) 令和7年度運営状況の報告について

ア ナチュラリス生物多様性センターとの姉妹館提携については、令和7年度の大きな成果と考えるが、今回の資料に記載されていないのはいかなものか。

(4) その他

ア 次年度に予定されている中国恐竜をテーマとした企画展について、学術的観点から内容の調整を求める意見や、自然科学に即した目的への変更を提案する声があった。

イ リピーター確保には、博物館単体での集客には限界があるとの考えから、公園の遊具更新や季節の花の植栽など全体で盛り上げる取り組みや、「また訪れたい」と思わせる展示の仕掛けづくりが必要との提案があった。

ウ 他館への視察を増やし、集客方法や運営の工夫を学ぶべきとの意見があった。

「 参 照 」

○ 長崎市恐竜博物館条例（抜粋）

（恐竜博物館運営協議会）

第 1 4 条 恐竜博物館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市恐竜博物館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市恐竜博物館条例施行規則（抜粋）

（恐竜博物館運営協議会の審議結果の報告）

第 1 5 条 条例第 1 4 条に規定する長崎市恐竜博物館運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 3 4 号議案

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたが、
原案のとおり了承する。

- | | | |
|-----|--------------------------------------|-------------|
| 1 | 財産の取得について
(学習者用タッチパネル式ノート型パソコン) | 別紙 1 のとおり |
| 2 | 工事の請負契約の締結について
(琴海中学校改築主体工事の請負) | 別紙 2 のとおり |
| 3 | 工事の請負契約の一部変更について
(小島小学校改築主体工事の請負) | 別紙 3 のとおり |
| 4 | 長崎市恐竜博物館条例の一部を改正する条例 | 別紙 4 のとおり |
| 5 | 長崎市科学館条例の一部を改正する条例 | 別紙 5 のとおり |
| 6 | 日吉自然の家条例の一部を改正する条例 | 別紙 6 のとおり |
| 7 | 長崎市図書館条例の一部を改正する条例 | 別紙 7 のとおり |
| 8 | 長崎市民会館条例の一部を改正する条例 | 別紙 8 のとおり |
| 9 | 長崎市公民館条例の一部を改正する条例 | 別紙 9 のとおり |
| 1 0 | 長崎市文化センター条例の一部を改正する条例 | 別紙 1 0 のとおり |
| 1 1 | 長崎市立学校施設使用料等条例の一部を改正する条例 | 別紙 1 1 のとおり |
| 1 2 | 長崎市ド・ロ神父記念館条例の一部を改正する条例 | 別紙 1 2 のとおり |
| 1 3 | 長崎市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例 | 別紙 1 3 のとおり |
| 1 4 | 長崎市博物館条例の一部を改正する条例 | 別紙 1 4 のとおり |
| 1 5 | 長崎市伊王島灯台記念館条例の一部を改正する条例 | 別紙 1 5 のとおり |
| 1 6 | 長崎市高島石炭資料館条例の一部を改正する条例 | 別紙 1 6 のとおり |

17	出島条例の一部を改正する条例	別紙17のとおり
18	令和7年度長崎市一般会計補正予算	別紙18のとおり
19	令和6年度長崎市一般会計歳入歳出決算	別紙19のとおり

令和7年8月20日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき議案について市長から意見を求められたことに伴い、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の決定を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別紙 1」

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
学習者用タッチパネル式ノート型パソコン	8,700台

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

G I G A スクール構想第 2 期の充実に向け、購入から 5 年が経過する中学校の学習者用タッチパネル式ノート型パソコンを購入により更新したいが、この財産の購入については、その予定価格が 2,000 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

学習者用タッチパネル式ノート型パソコンの概要

- | | | | | |
|---|--------|-----------|-------------|---------------------------------|
| 1 | O | S | C h r o m e | O S |
| 2 | C | P | U | M e d i a T e k K o m p a n i o |
| 3 | メインメモリ | 4 G B | | |
| 4 | ストレージ | e M M C | 6 4 G B | |
| 5 | ディスプレイ | 1 1 . 6 型 | タッチパネル | |
| 6 | 通信機能 | W i - F i | | |

「別紙２」

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 琴海中学校改築主体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 １，８１２，９８９，２００円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和９年６月３０日まで
- 5 相 手 方 上滝・谷川建設・丸栄組特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市新地町５番１７号

株式会社上滝

代表取締役 上 滝 満

長崎市岡町９番１号

株式会社谷川建設

代表取締役 谷 川 喜 一

長崎市小瀬戸町１０１１番地３

株式会社丸栄組

代表取締役 峰 栄 樹

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

琴海中学校改築主体工事の請負については、予定価格が１億５，０００

万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

琴海中学校改築主体工事の概要

1 工事場所 琴海利根町

2 工事内容

(1) 建築物の構造及び種別 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上4

階建

職 員 室	1
校 長 室	1
事 務 室	1
昇 降 口	1
進 路 相 談 室	1
カウんセリング室	1
保 健 室	1
脱 衣 室	2
放 送 室	1
便 所	1 7
教 材 室	2
印 刷 室	1
配 膳 室	1
会 議 室	1
更 衣 室	1 0
庁 務 員 作 業 室	1
P T A 室	1
湯 沸 室	1

倉	庫	6
通 級 指 導 室		1
図 書 室		1
技 術 室		1
技 術 準 備 室		1
特 別 支 援 教 室		4
普 通 教 室		8
音 樂 室		1
音 樂 準 備 室		1
生 徒 会 室		1
美 術 室		1
美 術 準 備 室		1
理 科 室		2
理 科 準 備 室		1
資 料 室		1
多 目 的 室		1
被 服 室		1
被 服 準 備 室		1
調 理 室		1
調 理 準 備 室		1
機 械 室		2
前 室		1
管 理 室		1
武 道 場		1
物 入		2

屋 上 プ ー ル 1

(25メートル、7コース)

(2) 建 築 物 の 面 積 建築面積 2,931.51 平方メートル

延べ面積 6,097.44 平方メートル

(3) そ の 他 昇降機設備工事 一式

外 構 工 事 一式

「別紙３」

工事の請負契約の一部変更について

令和６年９月２０日に議会の議決を得て締結した小島小学校改築主体工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

３ 契約の金額 １，９６４，８８９，３００円

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

小島小学校改築主体工事の請負契約については、労務単価等が著しく上昇したこと等に伴い、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和 6 年 9 月 2 0 日 議 決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 小島小学校改築主体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1, 9 1 0, 7 0 0, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 8 年 1 0 月 2 3 日まで
- 5 相 手 方 上滝・谷川建設・日東建設特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市新地町 5 番 1 7 号

株式会社上滝

代表取締役 上 滝 満

長崎市岡町 9 番 1 号

株式会社谷川建設

代表取締役 谷 川 喜 一

長崎市飽の浦町 9 番 4 号

株式会社日東建設

代表取締役 大 田 光 敏

「別紙 4」

長崎市恐竜博物館条例の一部を改正する条例

長崎市恐竜博物館条例（令和 2 年長崎市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

区 分		観覧料（1 人 1 回につき）	年間観覧料（1 人 1 年間につき）
常設展示	一般	円 5 0 0	円 1 , 2 5 0
	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	2 5 0	6 3 0
企画展示		企画展示に要する費用を勘案し、教育委員会が定める額	

別表備考 2 中「及び中学校」を「並びに中学校及び高等学校」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市恐竜博物館の利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

「別紙 5」

長崎市科学館条例の一部を改正する条例

長崎市科学館条例（平成 9 年長崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1 （第 9 条関係）

区 分		観 覧 料 （ 1 人 1 回 に つ き ）	年 間 観 覧 料 （ 1 人 1 年 間 に つ き ）
常 設 展 示	一 般	円 6 1 0	
	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	3 1 0	
特別展示		2,090円以内で教育委員会 が定める額	
スペースシアター	一 般	円 7 2 0	
	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	3 6 0	
常設展示及びスペースシアター	一 般		円 3,330
	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒		1,680

別表第1備考第1項中「及び中学校」を「並びに中学校及び高等学校」に改める。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

種 別	利用料（1時間につき）
学習室（1室につき）	1,180円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市科学館条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市科学館の利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

「別紙 6」

日吉自然の家条例の一部を改正する条例

日吉自然の家条例（平成 27 年長崎市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「（附属設備の利用に係るものを除く。）」を削り、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 13 条中「附属設備」を「設備」に改める。

第 21 条第 2 項「及び第 3 項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「、同条第 3 項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と」を削り、「第 4 項」を「第 3 項」に改める。

別表第 1 項を次のように改める。

区 分		金額（1 人 1 日につき）
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	宿泊する場合	円 7 5 0
	宿泊しない場合	2 5 0
一般	宿泊する場合	1 , 5 0 0
	宿泊しない場合	4 9 0

備考

1 「一般」とは、15 歳以上の者（小学校の児童並びに中学校の生徒及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

2 宿泊する場合の 1 日とは、午前 9 時から翌日の午後 4 時 30 分までの

間とする。

- 3 宿泊しない場合の1日とは、午前9時から午後9時までの間とする。

別表第2項の表を次のように改める。

区 分	金 額（1時間につき）
体育館	7 3 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の日吉自然の家条例別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、日吉自然の家の利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

「別紙 7」

長崎市図書館条例の一部を改正する条例

第 1 条 長崎市図書館条例（平成 1 9 年長崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「、編集室」を削る。

別表第 1 編集室の項を削る。

第 2 条 長崎市図書館条例の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 2 項中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が別に定める」と、同表備考 3 中」を削る。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1 （第 8 条関係）

区 分		金額（1 時間につき）
多目的ホール		円 2, 1 9 0
新興 善 メ モ リ ア ル	ホール	1, 7 9 0
	会議室 1	5 0 0
	会議室 2	7 5 0
研修室 1		2 4 0
研修室 2		2 4 0
研修室 3		2 4 0
研修室 4		2 4 0

スタジオ	9 3 0
パソコン室	6 7 0

別表第1備考2を削り、同表備考3を同表備考2とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定及び次項の規定は令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の長崎市図書館条例の規定は、令和8年4月1日以後にされる申請に係る利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

利用状況等を総合的に勘案し、長崎市立図書館の編集室を廃止したいのと、受益者負担の適正化を図るため、同図書館の利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

「別紙 8」

長崎市民会館条例の一部を改正する条例

長崎市民会館条例（平成 27 年長崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項「4 割」を「5 割」に、「使用料」と、同表備考 5」を「使用料」と、同表第 1 号備考 5」に改め、「、同表備考 3 中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」と」及び「と、同表備考 2 中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする」とあるのは「市長が定める」」を削る。

別表第 1 第 1 号の表を次のように改める。

区 分	金 額（1 時間につき）		
	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
平日	円 1 1 , 1 2 0	円 1 2 , 4 1 0	円 1 5 , 0 8 0
土曜日、日曜日 又は休日	1 2 , 0 8 0	1 3 , 5 2 0	1 5 , 9 3 0

別表第 1 第 2 号の表を次のように改める。

区 分	金 額 （ 1 時間につき）
展示ホール	2, 6 9 0 円
リハーサル室	4 9 0
音楽室	1, 2 3 0
大会議室	1, 1 5 0
第 1 会議室	7 0 0
第 2 会議室	7 0 0
第 3 会議室	7 0 0
第 4 会議室	7 0 0
第 5 会議室	7 0 0
第 6 会議室	7 0 0
第 7 会議室	7 0 0
第 8 会議室	1, 1 5 0
小会議室	4 2 0
和室（1 室につき）	7 0 0

別表第1備考4前段中「4割」を「5割」に改め、同備考4後段を削り、同表備考5中「利用時間」を「ホールを利用する場合において利用時間」に、「場合」を「とき」に改める。

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第 2 （第 8 条関係）

市民体育館の利用に係る基準額

(1) 専用利用する場合

区 分				金 額 （ 1 時間につき）	
				午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
競 技 場	アマチュア スポーツに 利用する場 合	入場料等を 徴収しない 場合	平日	円 1 , 6 3 0	円 2 , 8 7 0
			土曜日、日 曜日又は休 日	2 , 2 9 0	3 , 4 8 0
		入場料等を 徴収する場 合	平日	1 1 , 1 5 0	1 8 , 0 2 0
			土曜日、日 曜日又は休 日	1 2 , 7 3 0	1 9 , 1 7 0
	アマチュア スポーツ以 外に利用す る場合	入場料等を 徴収しない 場合	平日	1 1 , 1 5 0	1 8 , 0 2 0
			土曜日、日 曜日又は休 日	1 2 , 7 3 0	1 9 , 1 7 0
		入場料等を 徴収する場 合	平日	1 2 , 7 3 0	2 1 , 8 3 0
			土曜日、日 曜日又は休 日	1 5 , 5 0 0	2 5 , 6 9 0
軽スポーツ室 （ 1 室につき）				9 5 0 円	

備考

- 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、市民体育館に入館する者から金銭を受領することをいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- アマチュアスポーツ以外に利用する場合で入場料等を徴収する場合は、この表に掲げる金額に、入場料等の１人当たり最高額の１０

0 人分を加算した額とする。

- 4 軽スポーツ室を利用する場合で営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 5 競技場を利用する場合において利用時間を超過して利用するとき及び競技場又は軽スポーツ室を部分的に利用するときの金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。
- 6 競技場を利用する場合において、この表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用するときの金額は、この表に掲げる金額（備考 3 の適用があるときは、当該適用後の金額）の 5 割に相当する額とする。
- 7 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1 時間として計算する。

(2) 練習利用をする場合

区 分	金額（1 時間につき）
バドミントン（1 面につき）	3 8 0 円
バレーボール（1 面につき）	9 0 0
バスケットボール（1 面につき）	9 0 0
その他（競技場半面につき）	9 0 0

(3) トレーニング室を利用する場合

区 分	金 額
-----	-----

当日券（１人２時間につき）	高等学校の生徒	2 1 0 円
	一般	4 1 0
会員券（１人１月につき）	高等学校の生徒	1 , 9 2 0
	一般	3 , 7 4 0

(4) 卓球室を利用する場合

区 分	金額（１時間につき）
卓球台（１台につき）	3 1 0 円

別表第 3 （第 8 条関係）

中央公民館の利用に係る基準額

区 分	金 額 （ 1 時間につき）
第 1 研修室	7 0 0 円
第 2 研修室	7 0 0
第 3 研修室	7 0 0
第 4 研修室	7 0 0
第 5 研修室	7 0 0
第 6 研修室	7 0 0
視聴覚室	1 , 2 3 0
調理実習室	7 6 0
室内楽室	7 0 0
和室	7 0 0
体育室	1 , 2 5 0
工作室	7 0 0

備考

- 1 ガスを利用する場合は、その実費に相当する額とする。
- 2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1 時間として計算する。

別表第 4（第 8 条関係）

男女共同参画推進センターの利用に係る基準額

区 分		金額（1 時間につき）
会議室	1	7 3 0 円
	2	4 8 0
	3	6 6 0
	4	4 7 0
研修室	1	1 , 4 0 0
	2	8 4 0
和室		5 6 0

備考

- 1 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 2 利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1 時間として計算する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 3 条第 2 項の改正規定（「使用料」と、同表備考 5」を「使用料」と、同表第 1 号備考 5」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市民会館条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる申請に係る利用料金について適用し、施行日前にされた申請に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に発行された改正前の長崎市民会館条例別表第 2 第 3 号に規定する会員券は、施行日後においても、なお従前の例により使用することができる。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市民会館の利用料金の基準とする額を改定したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

「別紙 9」

長崎市公民館条例の一部を改正する条例

長崎市公民館条例（昭和 26 年長崎市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項中「1, 990」を「5, 020」に、「261」を「640」に、「597」を「1, 230」に、「104」を「350」に、「209」を「500」に、「125」及び「178」を「390」に、「335」及び「282」を「700」に改め、同表第 2 項から第 7 項までを次のように改める。

2 長崎市西公民館使用料

種 別		1 時間につき
講 堂		円 1, 1 9 0
研修室	1	5 5 0
	2	5 5 0
	3	5 5 0
	4	3 9 0
	5	5 5 0
	6	3 9 0
和 室		4 5 0
調理実習室		7 2 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

3 長崎市南公民館使用料

種 別		1 時間につき
講 堂		円 1, 4 3 0
研修室	1	5 5 0
	2	3 9 0
	3	3 9 0
会議室		3 9 0
和 室		4 5 0

調理実習室	7 2 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。	

4 長崎市滑石公民館使用料

種 別		1 時間につき
講 堂		円 9 3 0
研 修 室	1	5 5 0
	2	5 5 0
	3	3 9 0
小研修室		3 9 0
和 室	1	4 5 0
	2	4 5 0
調理実習室		7 2 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

5 長崎市戸石地区公民館使用料

種 別		1 時間につき
研 修 室	1	円 5 5 0
	2	5 3 0

	3	4 5 0
調理実習室		4 5 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

6 長崎市三重地区公民館使用料

種 別		1 時間につき
講 堂		円 1 , 4 3 0
会 議 室	1	3 9 0
	2	4 0 0
	3	4 0 0
	4	4 0 0
和 室		4 0 0
調理実習室		7 2 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

7 長崎市香焼公民館使用料

種 別		1 時間につき
ホ ー ル		円 6 , 5 9 0
	1	7 0 0

会議室	2	7 0 0
	3	4 9 0
和室		4 9 0
調理実習室		6 8 0
備考		
1 ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、教育委員会規則で定める。 2 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

別表第1に次の7項を加える。

8 長崎市高浜地区公民館使用料

種 別	1 時間につき
講 堂	円 6 6 0
研修室	4 1 0
会議室	4 1 0
和 室	4 1 0
調理実習室	6 4 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。	

9 長崎市野母地区公民館使用料

種 別	1 時間につき
講 堂	円 1 , 1 9 0
会議室	3 9 0
和 室	4 5 0
調理実習室	7 2 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。	

10 長崎市外海公民館使用料

種 別	1 時間につき
-----	---------

講堂	円 7 0 0
研修室	3 1 0
会議室	4 0 0
視聴覚室	4 2 0
和室	4 2 0
調理実習室	4 8 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。	

1 1 長崎市黒崎地区公民館使用料

種 別	1 時間につき
講堂	円 1 , 1 9 0
会議室	3 9 0
和室	4 5 0
調理実習室	4 5 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。	

1 2 長崎市三和公民館使用料

種 別	1 時間につき
ホール	円 1 2 , 3 1 0

会議室	1	7 0 0
	2	4 9 0
	3	4 9 0
	4	4 9 0
視聴覚室		7 0 0
和室		7 0 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

1 3 長崎市川原地区公民館使用料

種 別		1 時間につき
講堂		円 1 , 1 5 0
会議室	1	4 9 0
	2	7 0 0
和室		4 9 0
調理実習室		6 8 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

1 4 長崎市為石公民館使用料

種 別	1 時間につき
-----	---------

講 堂		円 1, 2 3 0
会 議 室	1	4 9 0
	2	4 9 0
	3	7 0 0
和 室	1	7 0 0
	2	4 9 0
調理実習室		6 8 0
備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。		

別表第1 備考3を削り、同表備考4を同表備考3とする。

別表第2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2 （第 1 3 条関係）

北公民館の利用に係る基準額

種 別		1 時間につき
講 堂		円 1 , 4 6 0
研修室	1	5 9 0
	2	5 9 0
	3	5 9 0
会 議 室	1	4 1 0
	2	4 1 0
	3	4 1 0
視 聴 覚 室		1 , 2 3 0
和 室	1	4 7 0
	2	4 7 0
調理実習室		7 2 0

別表第2備考3を削り、同表備考4を同表備考3とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、公民館の使用料及び北公民館の利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

「別紙 10」

長崎市文化センター条例の一部を改正する条例

長崎市文化センター条例（平成16年長崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表金額（1時間につき）の欄を次のように改める。

金額（1時間につき）
円 4,710
490
700
700
700

別表第1第2項の表金額（1時間につき）の欄を次のように改める。

金額（1時間につき）
円 700
700
700
490
490
730

別表第1備考3中「4割」を「5割」に改め、同備考3後段を削る。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）

区 分	金 額（1 時間につき）
多目的ホール	5,210 円
会議室	560
視聴覚室	560

別表第 2 備考 3 中「4 割」を「5 割」に改め、同備考 3 後段を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市文化センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前にされた申請に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、文化センターの使用料及び利用料金の基準とする額を改定したいので、この条例案を提出する。

「別紙 1 1」

長崎市立学校施設使用料等条例の一部を改正する条例

長崎市立学校施設使用料等条例（平成 1 6 年長崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「6 2」を「2 0 0」に、「7 8」を「2 6 0」に、「3 1 4」を「7 3 0」に、「5 2」を「1 0 0」に、「1 8 8」を「3 7 0」に、「2 0 9」を「3 5 0」に、「5 3 4」を「7 4 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市立学校施設使用料等条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請されるものに係る使用料について適用し、同日前に申請されたものに係る使用料については、なお従前の例による。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、長崎市立の小学校及び中学校並びに長崎市立長崎商業高等学校の施設の使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

「別紙 1 2」

長崎市ド・ロ神父記念館条例の一部を改正する条例

長崎市ド・ロ神父記念館条例（平成 1 6 年長崎市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「3, 2 3 7 円」を「4, 2 0 0 円」に改める。

別表（第 3 条関係）を次のように改める。

区分	入館料
一般	650円
こども	330円

備考 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長崎市ド・ロ神父記念館条例第 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に模写等の許可を受けた者の使用料について適用し、同日前に模写等の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

文化観光施設においては、市民の財産を有効活用することで、外貨を獲得し、市民サービスの向上を図ることが見込まれるため、適正な使用料を設定したいので、この条例案を提出する。

「別紙 13」

長崎市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

長崎市歴史民俗資料館条例（平成9年長崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「3,237円」を「4,200円」に改める。

別表（第9条関係）を次のように改める。

区分	入館料
一般	650円
こども	330円

備考 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長崎市歴史民俗資料館条例第11条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に模写等の許可を受けた者の使用料について適用し、同日前に模写等の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

文化観光施設においては、市民の財産を有効活用することで、外貨を獲得し、市民サービスの向上を図ることが見込まれるため、適正な使用料を設定したいので、この条例案を提出する。

「別紙 1 4」

長崎市博物館条例の一部を改正する条例

長崎市博物館条例（昭和 2 5 年長崎市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「3, 2 3 7 円」を「4, 2 0 0 円」に改める。

別表（第 5 条関係）を次のように改める。

区分		金額
常設展示	一般	210円
	こども	100円
特別展示		そのつど市長が定める額

備考

- 1 「常設展示」とは、シーボルト記念館の資料の常時展示をいい、「特別展示」とは、特別の資料の展示をいう。
- 2 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長崎市博物館条例第 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に模写等の許可を受けた者の使用料について適用し、同日前に模写等の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

文化観光施設においては、市民の財産を有効活用することで、外貨を獲得し、市民サービスの向上を図ることが見込まれるため、適正な使用料を設定したいので、この条例案を提出する。

「別紙 15」

長崎市伊王島灯台記念館条例の一部を改正する条例

長崎市伊王島灯台記念館条例（平成16年長崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「3,237円」を「4,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長崎市伊王島灯台記念館条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に模写等の許可を受けた者の使用料について適用し、同日前に模写等の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

文化観光施設においては、市民の財産を有効活用することで、外貨を獲得し、市民サービスの向上を図ることが見込まれるため、適正な使用料を設定したいので、この条例案を提出する。

「別紙 16」

長崎市高島石炭資料館条例の一部を改正する条例

長崎市高島石炭資料館条例（平成16年長崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「3, 237円」を「4, 200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長崎市高島石炭資料館条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に模写等の許可を受けた者の使用料について適用し、同日前に模写等の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

文化観光施設においては、市民の財産を有効活用することで、外貨を獲得し、市民サービスの向上を図ることが見込まれるため、適正な使用料を設定したいので、この条例案を提出する。

「別紙 17」

出島条例の一部を改正する条例

出島条例（平成17年長崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「3,237円」を「4,200円」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

区 分	入 場 料 (1人1回につき)	年間入場料 (1人1年間につき)
一般	円 1,100	円 2,750
小学校の児童又は 中学校若しくは高 等学校の生徒	550	1,370

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の出島条例第8条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る使用料について適用し、同日前にされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

受益者負担の適正化を図るため、出島の利用料金の基準とする額及び模写等の許可に係る使用料を改定したいので、この条例案を提出する。

令和７年度 長崎市一般会計補正予算（教育委員会関係費）

（単位：千円）

事 項 名	補正予算額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
10.2.1〔小学校費・学校管理費〕 小学校管理費 教育ICT推進費	18,569	5,722	－	－	365	12,482
10.3.1〔中学校費・学校管理費〕 中学校管理費 教育ICT推進費	8,549	2,512	－	－	335	5,702
合 計	27,118	8,234	－	－	700	18,184

債務負担行為補正

事項	期間	限度額
学校給食センター整備運営事業 (南部地区)	令和7年度から 令和23年度まで	422,042千円

令和６年度 長崎市一般会計歳出決算（教育委員会関係費）

（単位：円）

款・項	予算現額（Ａ）	支出済額（Ｂ）	翌年度繰越額	不用額	執行率 B/A
１０款 教育費	20,058,526,427	14,709,092,455	4,487,224,826	862,209,146	73.3%
１項 教育総務費	1,145,008,178	1,044,343,253	9,266,400	91,398,525	91.2%
２項 小学校費	9,018,237,911	5,835,836,538	2,921,183,640	261,217,733	64.7%
３項 中学校費	2,913,668,822	1,403,822,591	1,390,111,407	119,734,824	48.2%
４項 高等学校費	180,660,646	168,068,244	－	12,592,402	93.0%
５項 幼稚園費	8,204,000	7,603,600	－	600,400	92.7%
６項 社会教育費	3,126,411,870	2,740,908,070	166,663,379	218,840,421	87.7%
７項 保健体育費	3,493,294,000	3,342,336,173	－	150,957,827	95.7%
８項 市民会館費	173,041,000	166,173,986	－	6,867,014	96.0%

※その他

２款 総務費	１項	１目	被災者受入費
２款 総務費	１項	23目	市税等過誤納還付金
11款 災害復旧費	3項	１目	公立学校施設災害復旧費
（合計）			

予算現額

支出済額

繰越額

382,000円	0円	0円
30,961円	30,961円	0円
20,000,000円	0円	0円
(20,412,961円)	(30,961円)	(0円)

(単位:円)

款	項	目	目名称	事業名	R6年度決算額				R5年度決算額
					予算現額(A)	支出額(B)	繰越額(C)	不用額(A-B-C)	
10	1	教育総務費							
		1	教育委員会費	1 委員報酬	6,180,000	6,179,999	-	1	6,174,999
				2 活動費	418,000	117,500	-	300,500	49,260
		1 教育委員会費 合計			6,598,000	6,297,499	-	300,501	6,224,259
		2	事務局費	1 事務局費交際費	200,000	136,103	-	63,897	144,200
				2 受注者選定審査会費 学校等施設包括管理	97,000	49,200	-	47,800	-
				3 小中学校適正配置推進費	514,000	208,372	-	305,628	192,291
				4 奨学資金貸付金	960,000	600,000	-	360,000	360,000
				5 建物保険料	9,164,128	9,164,128	-	-	9,009,315
				6 長崎県育英会管理費負担金	505,000	481,000	-	24,000	505,000
				7 長崎県高等学校定時制通信制教育振興会負担金	32,460	32,460	-	-	31,960
				8 長崎県公立学校施設整備期成会負担金	5,000	-	-	5,000	-
				9 長崎県中学校文化連盟負担金	851,000	815,600	-	35,400	833,900
				10 第74回全国都市教育長協議会開催費負担金	1,100,000	1,100,000	-	-	-
				11 教職員住宅維持管理費	6,645,872	5,815,038	-	830,834	3,427,074
				12 事務局費事務費	25,581,718	22,859,153	-	2,722,565	16,033,611
				13 次世代自動車購入費 ハイブリッド車	3,817,000	3,409,938	-	407,062	-
		2 事務局費 合計			49,473,178	44,670,992	-	4,802,186	30,537,351
		3	教育研究所費	1 教育相談費	59,701,000	54,097,957	-	5,603,043	32,286,060
				2 特別支援教育充実費	392,376,000	371,311,250	-	21,064,750	274,443,058
				3 不登校対策費	26,276,000	19,309,209	-	6,966,791	5,085,470
				4 教育研究費	5,028,000	4,776,055	-	251,945	4,364,817
				5 学びの多様化推進費	1,068,000	433,754	-	634,246	-
		3 教育研究所費 合計			484,449,000	449,928,225	-	34,520,775	316,179,405
		4	私立学校振興費	1 私立学校振興費補助金	7,050,000	6,704,000	-	346,000	6,955,000
				2 私立幼稚園振興費補助金	25,770,000	24,544,894	-	1,225,106	24,709,878
				3 長崎市私立幼稚園・認定こども園協会研修費等補助金	2,041,000	2,041,000	-	-	2,041,000
				4 全日本私立幼稚園連合会九州地区設置者・園長研修会開催費補助金	250,000	250,000	-	-	-
		4 私立学校振興費 合計			35,111,000	33,539,894	-	1,571,106	33,705,878
		5	教育諸費	1 学校通学区域審議会費	290,000	87,800	-	202,200	72,000
				2 学校運営協議会費	1,533,000	570,702	-	962,298	309,429
				3 学校図書館司書配置費	119,757,049	119,711,493	-	45,556	94,536,292
				4 教員業務支援員配置費	14,822,430	13,545,333	-	1,277,097	-
				5 平和教育推進費	11,935,960	11,095,326	-	840,634	9,639,032
				6 心の教育充実推進費	17,099,000	16,712,995	-	386,005	16,486,549
				7 学力向上推進費	15,772,000	13,860,297	-	1,911,703	8,841,298
				8 国際理解教育推進費	205,373,817	199,971,550	-	5,402,267	197,963,960
				9 キャリア教育推進事業費	35,003,821	27,818,929	-	7,184,892	18,535,916

(単位:円)

款	項	目	目名称	事業名	R6年度決算額				R5年度決算額
					予算現額(A)	支出額(B)	繰越額(C)	不用額(A-B-C)	
10	1	5	教育諸費	10 通学対策費	51,839,000	43,157,358	-	8,681,642	36,722,152
				11 学校文化行事開催費	15,529,183	11,362,032	-	4,167,151	10,549,303
				12 課外クラブ活動費	7,134,000	5,964,398	-	1,169,602	11,105,589
				13 中学校部活動地域移行・地域連携費	12,748,000	9,697,068	-	3,050,932	-
				14 教職員等研究研修費	4,903,400	4,309,859	-	593,541	4,114,740
				15 小中学校課外クラブ活動費補助金	9,947,000	9,236,060	-	710,940	9,814,398
				16 高校生等入学給付金	17,517,000	10,814,130	-	6,702,870	16,504,660
				17 離島高校生修学支援費補助金	600,000	249,000	-	351,000	150,000
				18 松藤文庫整備費補助金	45,000	45,000	-	-	45,000
				19 吹奏楽コンクール等派遣費補助金	8,479,000	3,949,217	-	4,529,783	1,545,840
				20 第58回九州小学校社会科研究協議会研究大会補助金	50,000	50,000	-	-	-
				21 教育諸費事務費	18,998,340	7,698,096	9,266,400	2,033,844	6,699,643
				(物価高騰対策学用品費臨時特別給付金)	-	-	-	-	209,560,120
	5 教育諸費 合計				569,377,000	509,906,643	9,266,400	50,203,957	653,195,921
	1項 教育総務費 合計				1,145,008,178	1,044,343,253	9,266,400	91,398,525	1,039,842,814
	2 小学校費								
		1	学校管理費	1 運営費	371,125,322	342,078,681	-	29,046,641	270,584,677
				2 管理費	544,122,000	516,201,643	-	27,920,357	475,549,771
				3 教材整備費	227,118,000	216,784,422	-	10,333,578	202,342,871
4 教科書・指導書購入費				264,235,000	245,291,133	-	18,943,867	-	
5 教育ICT推進費				155,707,000	133,972,922	-	21,734,078	149,681,927	
1 学校管理費 合計				1,562,307,322	1,454,328,801	-	107,978,521	1,098,159,246	
2		教育振興費	1 要保護及び準要保護児童就学援助費	267,172,573	238,450,619	-	28,721,954	258,503,640	
			2 特別支援教育就学奨励費	20,008,427	19,970,042	-	38,385	15,809,957	
2 教育振興費 合計				287,181,000	258,420,661	-	28,760,339	274,313,597	
3		学校維持補修費	1 校舎等維持補修費	306,194,000	290,174,092	-	16,019,908	246,524,340	
3 学校維持補修費 合計				306,194,000	290,174,092	-	16,019,908	246,524,340	
4		学校建設費	1 西浦上小校舎等改築	2,465,270,505	1,957,019,972	508,250,533	-	1,050,452,019	
			2 小島小校舎等改築	1,734,176,960	1,164,409,812	569,767,148	-	239,150,082	
			3 西町小校舎等改築	1,671,987,124	11,522,665	1,660,464,459	-	1,076,884,487	
			4 高尾小校舎等改築	20,681,000	14,933,930	-	5,747,070	1,818,300	
			5 大規模改造	804,858,691	560,427,715	182,701,500	61,729,476	373,810,603	
			6 諸工事	54,314,109	44,828,184	-	9,485,925	22,560,741	
			7 バスケットゴール改修	64,427,200	59,907,606	-	4,519,594	16,695,352	
			8 自然災害防止事業費 法面	46,840,000	19,863,100	-	26,976,900	20,791,800	
4 学校建設費 合計				6,862,555,589	3,832,912,984	2,921,183,640	108,458,965	2,802,163,384	

(単位:円)

款	項	目	目名称	事業名	R6年度決算額				R5年度決算額	
					予算現額(A)	支出額(B)	繰越額(C)	不用額(A-B-C)		
10	2項 小学校費 合計				9,018,237,911	5,835,836,538	2,921,183,640	261,217,733	4,421,160,567	
	3 中学校費									
		1	学校管理費	1 運営費	158,438,415	144,025,608	-	14,412,807	114,630,008	
				2 管理費	259,969,000	256,656,680	-	3,312,320	229,995,403	
				3 教材整備費	166,235,407	157,387,744	-	8,847,663	163,615,390	
				4 教育ICT推進費	100,204,000	87,481,087	-	12,722,913	92,589,141	
		1	学校管理費 合計		684,846,822	645,551,119	-	39,295,703	600,829,942	
		2	教育振興費	1 要保護及び準要保護生徒就学援助費	243,242,473	211,758,009	-	31,484,464	234,743,676	
				2 特別支援教育就学奨励費	8,158,527	8,158,527	-	-	6,013,995	
		2	教育振興費 合計		251,401,000	219,916,536	-	31,484,464	240,757,671	
		3	学校維持補修費	1 校舎等維持補修費	145,221,000	136,402,160	-	8,818,840	145,664,370	
		3	学校維持補修費 合計		145,221,000	136,402,160	-	8,818,840	145,664,370	
		4	学校建設費	1 琴海中校舎等改築	1,234,800,000	180,235,524	1,024,534,227	30,030,249	-	
	2 学びの多様化学校開設			71,100,000	5,573,700	64,500,000	1,026,300	-		
	3 大規模改造			476,085,100	170,605,015	301,077,180	4,402,905	212,943,751		
	4 諸工事			37,800,000	34,229,800	-	3,570,200	23,633,710		
	5 バスケットゴール改修			12,414,900	11,308,737	-	1,106,163	115,651,409		
	(自然災害防止事業費 法面)			-	-	-	-	125,275,700		
		4	学校建設費 合計		1,832,200,000	401,952,776	1,390,111,407	40,135,817	477,504,570	
		3項 中学校費 合計				2,913,668,822	1,403,822,591	1,390,111,407	119,734,824	1,464,756,553
		4 高等学校費								
		2	学校管理費	1 運営費	28,656,646	25,369,026	-	3,287,620	22,644,262	
	2 管理費			28,481,030	25,327,045	-	3,153,985	24,939,373		
	3 教材整備費			16,236,000	15,713,580	-	522,420	12,319,617		
	4 教育ICT推進費			35,342,970	34,753,726	-	589,244	21,567,512		
		2	学校管理費 合計		108,716,646	101,163,377	-	7,553,269	81,470,764	
		3	学校維持補修費	1 校舎等維持補修費	12,544,000	12,434,660	-	109,340	13,395,586	
		3	学校維持補修費 合計		12,544,000	12,434,660	-	109,340	13,395,586	
		4	学校建設費	1 諸工事	59,400,000	54,470,207	-	4,929,793	109,707,400	
	(バスケットゴール改修)			-	-	-	-	7,177,239		
		4	学校建設費 合計		59,400,000	54,470,207	-	4,929,793	116,884,639	
		4項 高等学校費 合計				180,660,646	168,068,244	-	12,592,402	211,750,989

(単位:円)

款	項	目	目名称	事業名	R6年度決算額				R5年度決算額
					予算現額(A)	支出額(B)	繰越額(C)	不用額(A-B-C)	
10	5	幼稚園費							
	1	幼稚園管理費	1 高島幼稚園運営費	6,833,400	6,233,000	-	600,400	4,776,130	
			(幼稚園施設整備事業費 高島幼稚園)	-	-	-	-	7,243,500	
	1	幼稚園管理費 合計			6,833,400	6,233,000	-	600,400	12,019,630
	2	教育振興費	1 私立幼稚園預かり保育促進費補助金	1,370,600	1,370,600	-	-	1,202,200	
	2	教育振興費 合計			1,370,600	1,370,600	-	-	1,202,200
	5項 幼稚園費 合計				8,204,000	7,603,600	-	600,400	13,221,830
	6	社会教育費							
	1	社会教育総務費	1 社会教育委員費	227,000	159,104	-	67,896	84,596	
			2 社会教育指導員費	31,757,000	30,368,766	-	1,388,234	26,063,749	
			3 学校校舎開放管理運営費	1,343,000	1,231,810	-	111,190	1,288,800	
			4 社会教育奨励費	2,892,000	2,339,869	-	552,131	1,973,464	
			5 長崎市PTA連合会補助金	1,000,000	935,000	-	65,000	970,000	
			6 社会教育総務費事務費	1,398,000	1,263,025	-	134,975	1,342,677	
	1	社会教育総務費 合計			38,617,000	36,297,574	-	2,319,426	31,723,286
	2	公民館費	1 指定管理者候補者選定審査会費 北公民館	89,000	84,744	-	4,256	-	
			2 公民館運営審議会費	175,000	113,484	-	61,516	111,541	
			3 大型公民館講座開設費	6,999,000	5,983,494	-	1,015,506	6,342,648	
			4 地区公民館講座開設費	1,052,000	757,400	-	294,600	704,100	
			5 町立公民館連絡協議会補助金	138,000	138,000	-	-	138,000	
			6 大型公民館運営費	231,696,000	214,568,557	-	17,127,443	187,232,217	
			7 地区公民館運営費	67,881,000	64,580,478	-	3,300,522	55,208,522	
			8 地区公民館管理費	750,000	88,000	-	662,000	236,500	
			9 長崎のもぎき恐竜パーク運営費(野母崎文化センター)	12,954,000	11,924,390	-	1,029,610	11,285,905	
			10 公民館施設整備事業費 大型公民館	24,100,000	19,222,873	-	4,877,127	76,213,491	
			11 公民館施設整備事業費 地区公民館	8,500,000	6,946,615	-	1,553,385	9,536,221	
	2	公民館費 合計			354,334,000	324,408,035	-	29,925,965	347,009,145
	3	文化財保護費	1 文化財審議会費	296,000	131,216	-	164,784	97,796	
			2 伝統的建造物群保存地区保存審議会費	3,595,000	1,006,436	-	2,588,564	1,445,806	
			3 指導員費	4,746,992	4,745,318	-	1,674	3,750,830	
			4 文化財普及啓発費	2,301,000	1,076,973	-	1,224,027	944,636	
			5 ながさき歴史の学校費	575,000	390,045	-	184,955	159,514	
			6 長崎学調査研究費	3,844,000	3,035,657	-	808,343	2,889,838	
			7 メディア芸術アーカイブ事業費	987,000	536,530	-	450,470	1,191,436	
			8 埋蔵文化財発掘調査費	15,544,008	9,720,401	-	5,823,607	8,044,881	
			9 文化財等3D計測事業費	6,900,000	5,464,800	-	1,435,200	5,164,100	
			10 伝統的建造物群保存活用費	28,281,000	27,836,350	-	444,650	15,439,681	

(単位:円)

款	項	目	目名称	事業名	R6年度決算額				R5年度決算額	
					予算現額(A)	支出額(B)	繰越額(C)	不用額(A-B-C)		
10	6	3	文化財保護費	11 洋館活用手法等検討費	20,000,000	19,910,000	-	90,000	-	
				12 無形民俗文化財保存育成費補助金	200,000	150,000	-	50,000	150,000	
				13 長崎郷土芸能保存協議会補助金	8,179,000	7,329,365	-	849,635	6,186,133	
				14 伝統芸能活動費補助金	2,500,000	2,500,000	-	-	2,500,000	
				15 文化財維持管理費	38,216,000	34,665,336	-	3,550,664	20,660,328	
				16 文化財保存整備事業費 国指定重要文化財旧長崎英国領事館	979,774,360	869,423,913	74,379	110,276,068	213,135,611	
				17 文化財保存整備事業費 国指定重要文化財旧オルト住宅	260,657,510	92,794,895	166,589,000	1,273,615	84,574,464	
				18 文化財保存整備事業費 伝統的建造物群保存地区	365,499,000	359,399,000	-	6,100,000	2,823,000	
				19 文化財保存整備事業費 深堀貝塚資料館	40,500,000	26,312,260	-	14,187,740	-	
				20 文化財保存整備事業費補助金 各種文化財	38,443,000	37,960,000	-	483,000	34,786,000	
		3 文化財保護費 合計				1,821,038,870	1,504,388,495	166,663,379	149,986,996	403,944,054
		4	出島復元費	1 出島史跡整備審議会費	2,542,000	1,906,485	-	635,515	1,135,925	
				2 建造物復元基本設計費	10,773,000	10,772,300	-	700	4,616,700	
				3 遺構調査及び遺物整理費	9,260,000	8,540,927	-	719,073	6,397,989	
				4 出島復元費事務費	4,035,000	1,548,297	-	2,486,703	1,450,808	
				(出島復元整備事業費 第Ⅳ期建造物復元整備)	-	-	-	-	5,095,930	
		4 出島復元費 合計				26,610,000	22,768,009	-	3,841,991	18,697,352
		5	青少年育成費	1 子どもを守るネットワーク推進費	4,687,000	3,666,582	-	1,020,418	4,452,811	
				2 子ども会等育成推進費	2,610,000	1,891,413	-	718,587	2,037,122	
				3 青少年健全育成活動費補助金	13,500,000	9,927,526	-	3,572,474	9,944,846	
		5 青少年育成費 合計				20,797,000	15,485,521	-	5,311,479	16,434,779
		6	成人教育費	1 家庭教育充実費	1,538,000	1,188,214	-	349,786	586,300	
				2 二十歳のつどい開催費	2,508,000	2,433,950	-	74,050	1,143,964	
		6 成人教育費 合計				4,046,000	3,622,164	-	423,836	1,730,264
		7	日吉自然の家費	1 日吉自然の家運営費	57,652,000	57,501,187	-	150,813	58,033,443	
		7 日吉自然の家費 合計				57,652,000	57,501,187	-	150,813	58,033,443
		8	図書館費	1 市立図書館運営費	466,471,000	466,036,469	-	434,531	533,874,569	
				2 香焼図書館運営費	12,818,000	12,056,864	-	761,136	9,432,881	
				3 図書館施設整備事業費 市立図書館設備整備	16,700,000	12,977,800	-	3,722,200	-	
		8 図書館費 合計				495,989,000	491,071,133	-	4,917,867	543,307,450
		9	科学館費	1 指定管理者候補者選定審査会費 科学館	133,000	96,134	-	36,866	-	
				2 科学館運営費	164,671,000	159,378,551	-	5,292,449	157,040,374	
				3 科学館施設整備事業費 科学館設備整備	50,600,000	36,556,520	-	14,043,480	190,831,300	
		9 科学館費 合計				215,404,000	196,031,205	-	19,372,795	347,871,674

(単位:円)

款	項	目	目名称	事業名	R6年度決算額				R5年度決算額	
					予算現額(A)	支出額(B)	繰越額(C)	不用額(A-B-C)		
10	6	10	恐竜博物館費	1 長崎のもぎき恐竜パーク運営費(恐竜博物館)	86,124,000	84,221,376	-	1,902,624	81,920,176	
				2 恐竜化石発掘用地取得費	2,100,000	1,585,244	-	514,756	436,460	
				3 自動車購入費 普通自動車	3,700,000	3,528,127	-	171,873	-	
		10	恐竜博物館費 合計			91,924,000	89,334,747	-	2,589,253	82,356,636
		6項 社会教育費 合計				3,126,411,870	2,740,908,070	166,663,379	218,840,421	1,851,108,083
		7 保健体育費								
			保健体育総務費	1 学校医	25,556,000	25,555,200	-	800	25,555,200	
				2 学校歯科医	26,189,000	26,130,133	-	58,867	26,611,200	
				3 学校薬剤師	14,760,000	14,760,000	-	-	14,903,235	
				4 健康診断費	66,506,000	62,433,042	-	4,072,958	62,283,021	
				5 学校保健衛生管理費	26,840,000	21,220,953	-	5,619,047	19,145,534	
				6 全国市長会学校災害賠償補償保険料 小・中・高等学校	2,000,000	1,999,145	-	855	2,036,282	
				7 日本スポーツ振興センター負担金	27,290,000	24,957,395	-	2,332,605	25,456,255	
	8 長崎市学校保健会補助金			1,022,000	1,021,680	-	320	1,039,575		
	9 第88回全国学校歯科保健研究大会負担金			300,000	300,000	-	-	-		
	10 保健体育総務費事務費			5,207,000	4,650,383	-	556,617	3,872,633		
	(幼稚園歯科医)			-	-	-	-	211,200		
	(幼稚園薬剤師)			-	-	-	-	147,600		
	(幼稚園保健衛生管理費)			-	-	-	-	321,642		
	(全国市長会学校災害賠償補償保険料 幼稚園)		-	-	-	-	372			
1	保健体育総務費 合計			195,670,000	183,027,931	-	12,642,069	181,583,749		
2	学校給食費		1 給食調理員費	71,088,000	67,133,365	-	3,954,635	49,161,643		
			2 給食食材等調達費	1,559,476,510	1,544,788,786	-	14,687,724	1,443,819,567		
		3 給食施設費	125,685,000	104,378,847	-	21,306,153	102,607,388			
		4 学校給食センター運営費	483,883,000	480,891,009	-	2,991,991	455,939,363			
		5 学校給食センター整備推進費	32,372,000	31,448,573	-	923,427	-			
		6 共同調理場運営費	106,023,000	91,030,987	-	14,992,013	87,226,428			
		7 給食調理等運営費	763,102,490	723,530,148	-	39,572,342	689,855,467			
		9 学校給食費事務費	26,322,000	20,777,426	-	5,544,574	17,805,102			
		(受託者選定審査会費 学校給食センター)	-	-	-	-	223,357			
		(学校給食施設整備事業費 給食室設備整備)	-	-	-	-	3,441,460			
2	学校給食費 合計			3,167,952,000	3,063,979,141	-	103,972,859	2,850,079,775		
3	体育振興費	1 学校体育行事開催費	52,395,000	41,518,618	-	10,876,382	45,298,979			
		2 長崎県中学校体育連盟負担金	5,821,000	5,820,600	-	400	5,952,000			
		3 学校体育大会開催費補助金	1,090,000	1,009,200	-	80,800	1,159,200			
		4 学校体育選手派遣費補助金	25,900,000	18,228,310	-	7,671,690	11,892,356			
		5 令和6年度全国高等学校総合体育大会開催費負担金	44,093,000	28,496,153	-	15,596,847	1,226,303			

(単位:円)

款	項	目 目名称		事業名	R6年度決算額				R5年度決算額
					予算現額(A)	支出額(B)	繰越額(C)	不用額(A-B-C)	
10	7	3		6 体育振興費事務費	373,000	256,220	-	116,780	189,458
		3 体育振興費 合計				129,672,000	95,329,101	-	34,342,899
	7項 保健体育費 合計				3,493,294,000	3,342,336,173	-	150,957,827	3,097,381,820
	8 市民会館費								
		1	市民会館総務費	1 市民会館運営費	142,341,000	141,797,986	-	543,014	147,384,198
				2 市民会館施設整備事業費 市民会館設備整備	30,700,000	24,376,000	-	6,324,000	118,728,500
		1 市民会館総務費 合計				173,041,000	166,173,986	-	6,867,014
	8項 市民会館費 合計				173,041,000	166,173,986	-	6,867,014	266,112,698
	10款 合計				20,058,526,427	14,709,092,455	4,487,224,826	862,209,146	12,365,335,354

※事業名の()書きは、令和5年度までに終了した事業で、令和6年度にはなかった事業

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(12) 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

〔以下、略〕

○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

（財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託

の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

〔以下、略〕

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第 1 2 条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

第 3 条 法第 1 2 条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者が建設する同条第 1 項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条第 1 項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	千円
	都道府県 5 0 0 , 0 0 0
	〔略〕
	市（指定都市を除く。） 1 5 0 , 0 0 0
	〔略〕